

【別表】

平成19年3月16日付け福井県告示146号

番号	指定区域	埋立地の区分
1	小浜市学園町1番2の一部	省令第12条の31第2号
2	あわら市笹岡5字中ノ田11番、12番1から12番3まで、13番1から13番3まで、14番、15番、16番1から16番3まで、17番1から17番3まで、18番、19番、20番1から20番3まで、21番1から21番3まで、22番、23番、24番1から24番4まで、25番1から25番3まで、26番、27番、28番1から28番3まで、29番1から29番3まで、30番1から30番3まで、31番1から31番3まで、32番1から32番3まで、33番、34番、35番1から35番3まで、36番1から36番3まで、37番、38番、39番1から39番3まで、40番1から40番3まで、41番1から41番3まで、43番1から43番3までおよび44番から58番までの全部	省令第12条の31第2号
3	越前市家久町1字東下河原18番3から18番5まで、19番4、19番8、25番3、26番3、26番4、32番2、36番4、36番5、61番2、61番7、79番1、80番4、97番1、97番5から97番7まで、108番5、109番2、109番5、110番1、110番6、135番、141番、家久町2字上下河原2番1、2番3、2番4、3番1から3番4まで、4番1から4番4まで、5番1、5番2、6番1から6番3まで、7番1から7番3まで、8番から10番まで、11番1、11番2、12番1、12番2、13番、14番、15番1、15番2、16番1から16番3まで、17番3、17番4、45番1、45番3、47番1、家久町4字中下河原22番3、22番4、31番2、32番2、33番1、33番2、33番4、33番5、34番2から34番5までおよび35番2の全部	省令第12条の31第2号
4	高浜町下車持41字小浜5番3の全部	省令第12条の31第1号

備考 埋立地の区分の欄中「省令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいい、指定区域がその規定に該当する埋立地であることを示す。

平成20年3月31日付け福井県告示220号

番号	指定区域	埋立地の区分
5	永平寺町松岡上吉野24字下長田1番から4番まで、25字中長田1番から19番まで、21番、21番2、23番から25番まで、27番から31番まで、33番から38番まで、40番から44番までおよび46番から49番までならびに70字西長田3番1から3番5までおよび3番9ならびに松岡島16字長田1番から11番までおよび13番から15番までならびに17字中長田1番および2番の全部	省令第12条の31第2号

6	勝山市平泉寺町岩ヶ野42字上野23番1、24番および25番の全部	省令第12条の31第2号
7	越前町下糸生119字中滝谷1番1、1番2、2番2、3番2、8番2、10番2、10番3、11番および12番2、120字奥滝谷5番1から5番9まで、10番2、11番1および11番2、156字前山37番10ならびに157字堤1番3、1番38、7番2から7番4まで、7番6、8番2、10番2から10番4までおよび10番6から10番8までの全部ならびに124字薬王寺6番1ならびに156字前山3番、4番および6番1の各一部	省令第12条の31第2号
8	敦賀市金山13号西安無1番から6番までならびに14号南安無1番および2番2の全部ならびに13号西安無7番および8番1の各一部	省令第12条の31第1号
9	あわら市権世22字北山三2番1、2番2、3番1、3番2、4番1、4番2、5番1、5番2、6番1、6番2、7番1、7番2、8番、9番1、10番1、11番1、13番1、13番2および14番1の全部	省令第12条の31第1号
10	あわら市権世58字後谷山11番、12番、13番1および14番1の全部	政令第13条の2第1号
11	敦賀市田尻7号鳥越2番の全部	省令第12条の31第2号
12	敦賀市刀根7号沢洞2番1の一部	政令第13条の2第1号
13	敦賀市駄口1号下焼山3番および4番の各一部	省令第12条の31第2号
14	若狭町井崎47号多茂ノ木1番および2番2ならびに53号宮ノ前22番1、23番1、24番1、24番2、25番1、25番2および26番の全部	省令第12条の31第1号
15	若狭町仮屋5号大杉12番1から12番3までおよび13番1から13番3まで、瓜生88号滝ノ下10番1から10番3までならびに関64号滝ノ下1番1から1番3までおよび2番1から2番3までの全部	政令第13条の2第1号

備考 埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、指定区域がその規定に該当する埋立地であることを示す。

埋立地の区分の欄中「省令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいい、指定区域がその規定に該当する埋立地であることを示す。

平成24年4月10日付け福井県告示182号

番号	指定区域	埋立地の区分
16	大飯郡おおい町犬見46字新大左近1番1他（別図のとおり）	政令第13条の2第1号

備考 埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、指定区域がその規定に該当する埋立地であることを示す。

「別図」は省略し、その図面は福井県嶺南振興局若狭健康福祉センターに備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成25年3月22日付け福井県告示125号

番号	指定区域	埋立地の区分
17	敦賀市檜曲94号兵ヶ谷2番9から2番11までおよび3番1から3番10まで、95号前谷2番1、3番1から3番3まで、4番1から4番8までおよび4番13、96号広島1番2から1番10までならびに瀬河内33号広畑2番から7番まで、8番1から8番3まで、9番1、9番2、10番および11番、34号ワサ田1番1、2番から5番まで、7番から10番まで、13番、14番、16番および17番、36号兵ヶ谷口1番、4番および5番、37号メ田向3番から5番までの全部ならびに檜曲94号兵ヶ谷1番2、1番3、2番2から2番8まで、2番12および3番11、95号前谷1番1から1番3まで、2番2、2番3、2番6、2番8および4番9から4番12まで、96号広島1番1、97号馳セ谷1番1から1番6までならびに瀬河内33号広畑1番、34号ワサ田1番2、6番、11番、12番および15番、36号兵ヶ谷口2番、3番および6番、37号メ田向2番の各一部	政令第13条の2第3号ロ
18	小浜市仏谷2号平谷2番から5番までおよび8番1、11番の全部ならびに1番1、6番、7番1、8番2、9番1および9番6ならびに12番から14番までの各一部	政令第13条の2第1号
19	小浜市仏谷15号東大谷1番他（別図のとおり）	政令第13条の2第1号

備考 埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、指定区域がその規定に該当する埋立地であることを示す。
「別図」は省略し、その図面は福井県嶺南振興局若狭健康福祉センターに備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成29年5月30日付け福井県告示264号

番号	指定区域	埋立地の区分
20	越前市勝蓮花町25字塩辛1番他（別図のとおり）	政令第13条の2第1号

備考 埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、指定区域がその規定に該当する埋立地であることを示す。
「別図」は省略し、その図面は福井県安全環境部循環社会推進課および福井県丹南健康福祉センターに備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成29年7月4日付け福井県告示305号

番号	指定区域	埋立地の区分
21	福井市白滝町43字広田1番他（別図のとおり）	政令第13条の2第1号

備考 埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、指定区域がその規定に該当する埋立地であることを示す。
「別図」は省略し、その図面は福井県安全環境部循環社会推進課および福井県福井健康福祉センターに備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成29年12月26日付け福井県告示504号

番号	指定区域	埋立地の区分
22	敦賀市櫛川88号東高野7番7の一部	政令第13条の2第1号

備考 埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、指定区域がその規定に該当する埋立地であることを示す。

平成31年4月19日付け福井県告示162号

番号	指定区域	埋立地の区分
23	おおい町名田庄虫鹿野第19号1番地の一部他（別図のとおり）	政令第13条の2第1号

備考 埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、指定区域がその規定に該当する埋立地であることを示す。

「別図」は省略し、その図面は福井県安全環境部循環社会推進課および福井県嶺南振興局若狭健康福祉センターに備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成31年4月26日付け福井県告示182号

番号	指定区域	埋立地の区分
24	勝山市平泉町岩ヶ野42字上野29番1の一部他（別図のとおり）	政令第13条の2第1号

備考 埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、指定区域がその規定に該当する埋立地であることを示す。

「別図」は省略し、その図面は福井県安全環境部循環社会推進課および福井県奥越健康福祉センターに備え置いて公衆の縦覧に供する。

令和4年3月29日付け福井県告示106号

番号	指定区域	埋立地の区分
25	福井県坂井市三国町池上100字赤萩山21番1、115字無久知山畑21番および22番1の全部	政令第13条の2第1号

備考 埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、指定区域がその規定に該当する埋立地であることを示す。

令和6年9月3日付け福井県告示380号

番号	指定区域	埋立地の区分
26	丹生郡越前町横山12字下阿知田5番1他（別図のとおり）	政令第13条の2第1号

備考 埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、指定区域がその規定に該当する埋立地であることを示す。

「別図」は省略し、その図面は福井県エネルギー環境部循環社会推進課および福井県丹南健康福祉センターに備え置いて公衆の縦覧に供する。